

## ～介護職員等処遇改善にかかる情報公開（見える化要件）～

介護職員等処遇改善加算は、介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算です。介護業界の大きな課題である人材不足を解消するために設けられています。令和6年度の介護報酬改定により、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当事業所では「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」（所定単位数の8.6%加算）を算定しており、必要な要件がいくつかありますが、その中で「職場環境等要件」というものがあり、これに関して複数の取り組みを行う必要があります。また、この取り組みについては、ホームページ等への掲載により外部へ見える形（見える化）で公表することになっております。

以下が「職場環境等要件」の掲示になります。

区分	内容	当事業所の取り組み
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者や主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	60歳以降も希望時には引き続き雇用契約を結ぶことを可として高年齢での入職を受け入れる。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引や認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	勤務シフトの考慮等を行い、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。介護福祉士等の資格を取得し、業務上それを生かす職員へ資格手当を支給する。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	長期の休暇希望時にシフト調整を考慮・半日単位での取得が可能。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施	年1回定期的に健康診断やストレスチェック診断を実施している。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	介護ソフトの操作や国保連への請求等、各種マニュアルを作成している。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎日の勤務後の反省会や申し送りを通して、情報共有や業務の改善・効率化を図っている。